

第3章 旅客運賃・料金

第1節 通 則

(旅客運賃・料金の等級)

第 42 条 削 除

(旅客運賃計算上の経路等)

第 43 条 旅客運賃は、旅客の実際乗車する経路、及び発着の順序によって計算する。

(旅客運賃計算上のキロ程の計算方)

第 44 条 旅客運賃を計算する場合に使用するキロ程は、乗車経路が同一方向に連続する限り通算する。ただし、乗車経路が折返しとなるときは、その折返しとなる駅において打ち切って計算する。

2 前項の規定にかかわらず天神大牟田線福岡（天神）・味坂間の各駅と甘木・五郎丸間の各駅相互間で久留米経由となる場合のキロ程は通算する。

(キロ程を定めていない区間の旅客運賃の計算方)

第 45 条 キロ程を定めていない場所において旅客の条項を認める場合、その取り扱い場所が駅との中間にある場合の旅客運賃は、その乗降場の外方にある駅発、又は駅着のキロ程によって計算する。

(鉄道・軌道相互に跨る旅客運賃)

第 46 条 削 除

(旅客の区分及びその旅客運賃の收受方)

第 47 条 旅客運賃は、次に掲げる年令別の旅客の区分によってこの規則の定めるところにより旅客運賃を收受する。

大人	12才以上の者
小児	6才以上12才未満の者
幼児	1才以上6才未満の者
乳児	1才未満の者

【関連 細則第59条】

2 前項の規定による幼児であっても次の各号の1に該当する場合は、これを小児とみなし、旅客運賃を收受する。

- (1) 幼児が幼児だけで旅行するとき。
- (2) 幼児が乗車券を所持する6歳以上の旅客（団体旅客を除く。）に2人を超えて随伴されて旅行するとき、但し2人を超えた者だけ小児とみなす。

(3) 幼児が団体旅客として旅行するとき、又は団体旅客に随伴されて旅行するとき。

3 前項の場合の外、幼児、又は乳児に対しては、旅客運賃を収受しない。

(小児の旅客運賃)

第 48 条 小児の旅客運賃（回数旅客運賃、及び団体旅客運賃を除く。）は、その旅客運賃を割引する場合を除いて、次の各号による。

(1) 片道普通旅客運賃

大人の片道普通旅客運賃を折半して、10 円未満のは数はこれを 10 円単位に切り上げて計算（以下このは数の計算方法を「は数計算」という。）した額とする。

(2) 定期旅客運賃

大人定期旅客運賃を折半しては数計算した額とする。

【鉄道運輸規程第 10 条】

(旅客運賃割引の重複適用の禁止)

第 49 条 旅客は、旅客運賃について 2 以上の割引条件に該当する場合であっても、同一の乗車券について重複して旅客運賃の割引を請求することができない。

第 2 節 普通旅客運賃

(片道普通旅客運賃)

第 50 条 西鉄の普通旅客運賃は対キロ区間制とし、大人普通旅客運賃は別表第 1 号イに掲げるとおりとする。

(片道旅客運賃の特定)

第 51 条 削 除

(割引の片道普通旅客運賃)

第 52 条 割引の片道旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 割引の大人片道普通運賃は、大人片道普通運賃から割引額を差し引いては数計算した額とする。

(2) 割引の小児片道普通運賃は、小児片道普通運賃から割引額を差し引いては数計算した額とする。

(往復乗車又は連続乗車の場合の普通旅客運賃)

第 53 条 往復乗車券、又は連続乗車する場合の普通旅客運賃は、次のとおりとする。

(1) 往復乗車する場合の普通旅客運賃は、片道普通旅客運賃を 2 倍した額とする。

(2) 連続する場合の普通旅客運賃は、各区间ごとに計算した片道普通旅客運賃を合計したものとす。

2 往復乗車、又は連続乗車する場合の割引の普通旅客運賃は、各区间ごとの割引の片道普通旅客運賃を合計したものとす。

(被救護者割引)

第 54 条 規則第 25 条の規定により被救護者、もしくはその付添人が割引普通乗車券を購求する場合、又は割引運賃で乗車する場合は、その区間について普通旅客運賃の 5 割を割引する。

(臨時特殊割引)

第 55 条 規則第 27 条の規定により割引の普通乗車券を発売する場合の普通旅客運賃の割引率は、その都度定める。

第 3 節 定期旅客運賃

(定期旅客運賃)

第 56 条 定期旅客運賃は対キロ制とし、その大人定期旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人通勤定期旅客運賃 別表第 1 号ハに定める額
- (2) 大人通学定期旅客運賃 同 上

(定期旅客運賃の特定)

第 57 条 削 除

(割引の定期旅客運賃)

第 58 条 割引の定期旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 割引の大人通勤定期旅客運賃は、大人定期旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。
- (2) 割引の小児通勤定期旅客運賃は、小児定期旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

第 4 節 回数旅客運賃

(回数旅客運賃)

第 59 条 回数旅客運賃は、次のとおりとする。

- (1) 大人の回数旅客運賃は、その区間の大人片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。
- (2) 小児の回数旅客運賃は、その区間の小児片道普通旅客運賃を 10 倍した額とする。

2 割引の回数旅客運賃は、前項各号の回数旅客運賃から割引額を差し引いて、は数計算した額とする。

(通学用割引回数旅客運賃)

第 60 条 削 除

(割引の回数旅客運賃)

第 60 条の 2 削 除

第5節 団体旅客運賃

(一般団体旅客運賃)

第 61 条 規則第 32 条の団体旅客に対しては、次の各号によって普通旅客運賃の割引を行う。

(1) 学生団体

種別	25 人以上	100 人以上	300 人以上
大人	2 割引	3 割引	4 割引
小児	2 割引	2 割 5 分引	3 割引

(2) 普通団体

25 人以上	100 人以上	300 人以上
1 割引	2 割引	3 割引

2 前号第 1 号、又は第 2 号による団体旅客の引率者で次の各号による人員に対しては旅客運賃を収受しない。

(1) 26 人以上 50 人までの団体 内 1 人

(2) 51 人以上 100 人までの団体 内 2 人

(3) 101 人以上の団体 100 人までを増すごとに 1 人を加える。

3 団体旅客運賃の割引をなすときは前項の無賃人員は団体人員中に加算し、その総人員に相当する割引率を適用する。

4 特殊団体に対する割引率は、別に定める。

(団体旅客運賃の計算方)

第 62 条 団体旅客運賃の計算方は、次のとおりとする。

(1) 大人団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当たり大人普通旅客運賃から割引額を差し引いて 1 円未満のは数はこれを円単位に切り上げ、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じ、は数計算した額とする。但し、行程中において普通乗車券について途中下車を禁止した区間内で途中下車をする場合は、打ち切った区間ごとの普通旅客運賃の合計額より算出した額とする。

(2) 小児団体旅客運賃は、その全行程に対する 1 人当たり小児普通旅客運賃から割引額を差し引いて 1 円未満のは数はこれを円単位に切り上げ、これに団体旅客運賃の収受人員を乗じ、は数計算した額とする。前号但書は、本号についても準用する。

(3) 大人と小児が混乗する場合の団体旅客運賃は前各号の規定によって算出した額を合計したものとする。

(実際乗車人員が責任人員に満たない場合に収受する旅客運賃)

第 63 条 規則第 36 条の規定による条件をもって運送の引き受けをした団体旅客の実際乗車人員がその責任人員に満たなくなった場合は、責任人員に相当する団体旅客運賃を収受する。

2 前項の規定によって責任人員に相当する団体旅客運賃を収受する場合の不足人員に対する旅客運賃の計算方

は、次による。

- (1) 申し込みの人員が大人だけの場合は、不足人員を大人として計算する。
- (2) 申し込み人員が大人と小児との混合の団体の場合は、次のとおりとする。
 - イ 大人だけが減少した場合は、不足人員を大人として計算する。
 - ロ 小児だけが減少した場合は、不足人員を小児として計算する。
 - ハ 大人・小児がともに減少した場合は、各別の不足人員によって計算する。
- (3) 第1号の団体に小児が加わった場合、又は前号の場合で、大人、又は小児の一方が減少し、他方が増加した場合は、大人1人を小児2人に、小児1人を大人0.5人にそれぞれ換算して、責任人員に対する不足人員を算出する。

第6節 貸切旅客運賃

(貸切旅客運賃)

第 64 条 規則第 37 条の規定により電車を貸切とする場合には、その使用電車の定員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

(貸切旅客運賃の最低額)

第 65 条 電車を貸切とする場合、その全貸切区間の大人旅客運賃が 20 キロ分の運賃に満たない場合でも 20 キロ分の旅客運賃を収受する。

(貸切旅客の運賃収受定員超過の場合の旅客運賃)

第 66 条 規則第 64 条の規定によって、電車を貸切とする場合においては、実際乗車人員がその旅客運賃収受定員を超過するときは実際乗車人員に相当する大人普通旅客運賃を収受する。

(貸切旅客運賃を計算する場合の特例扱い)

第 67 条 貸切旅客運賃を計算する場合規則第 62 条第 1 項第 1 号但書の規定を準用する。

第7節 急行料金

(大人急行料金)

第 68 条 削 除

第8節 指定料金

(座席指定料金)

第 69 条 削 除

第9節 その他の料金

(車両の留置料金)

第 70 条 規則第 37 条の規定によって電車を貸切とする旅客の申し出によって、その車両を指定して同一駅に滞留させる場合で、その滞留時間 6 時間を越えるとき、又は旅客の下車駅と異なる他駅に回送する場合で下車駅の到着時刻から再び乗車する駅の出発時刻までに 6 時間を越えるときは、その超過時間について、別表 1 号二に掲げる留置料金を収受する。

2 前項の規定による車両の留置料金を団体乗車券、又は貸切乗車券の発売駅において収受する場合は、団体乗車券、又は貸切乗車券によってあわせ収受する。

(貸切扱い取り消しの場合の回送料)

第 71 条 電車を貸切とする場合であって、これを他駅から回送した後、申込者の都合により、その申し込みを取り消した場合は、その回送区間、及び返送区間の全キロ程について、別表第 1 号二に掲げる車両回送料金を収受する。この場合、回送区間と返送区間のキロ程は、打ち切って各別に計算する。